

国民健康保険税の納期が変わります

平成18年度から国民健康保険税の納期が変わります。これまで国民健康保険税は4月から翌年2月までの8期に分けて納付していただいていたが、平成18年度からは7月から翌年3月までの9期に変わります。納期が増えたことにより、期別ごとの納税額が少なくなり、納めやすくなります。

＜変更前＞								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1期	2期	3期		4期		5期	6期	7期
								8期
← 暫定課税 →				← 本算定（確定）課税 →				

＜変更後＞								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
			1期	2期	3期	4期	5期	6期
								7期
								8期
								9期
← 本算定（確定）課税 →								

電話加入権公売のお知らせ

- 公売日時
2月17日（金）、24日（金）10時～
 - 場所
市庁舎3階第3会議室
 - 参加資格
個人・法人を問わず原則どなたでも参加できます
 - 公売方法
入札
 - 当日持参するもの
印鑑（法人の場合は代表者印）、委任状（代理人の場合）、買い受け代金
- ※電話加入権公売は、都合により中止する場合がありますので、公売日の前日に収納管理室まで電話にてお問い合わせください。

① 収納管理室 ☎ 22-1313

市建設工事関係等競争入札参加申し込みの追加受け付け（平成18年度）を行います

- 市では、建設工事・コンサル業務・物品納入・役務提供の競争入札参加業者の追加受け付けを行います。
- 受付期間・時間
2月1日（水）～15日（水）
9時～11時30分、13時～16時
 - ※土・日曜日は除きます。また、郵送による受け付けは実施しません。昨年度申請した方は、申請の必要はありません。
 - 受付場所
市庁舎4階大会議室
 - 有効期間
平成18年4月1日～平成19年3月31日の1年間
 - 申請書様式
中央公契連統一様式または市独自様式
- ※詳しくは、財政課で配布している申込要領をご覧ください（市ホームページからも閲覧可能です）。

① 財政課契約係 ☎ 22-1332

確定申告用紙を持参してください

2月3日から3月15日まで市・県民税の申告相談が行われますが、市で準備している所得税の確定申告用紙には枚数に限度がありますので、市で申告をされる方で税務署より送付された確定申告用紙をお持ちの方は、忘れずに持参くださいますようお願いします。特に、所得税の予定納税をした方については、送付された確定申告用紙に記載された予定納税額を入力して第3期分の税額を算出することになりますので、必ず持参してください。

※税務署より送付された確定申告用紙が無い場合は、市では申告できません。

① 税務課市民係 ☎ 22-1313

消火栓の除雪にご協力ください

積雪時には、地下消火栓のふたが雪の下に隠れ、消火活動に支障が出る場合があります。消防職員や地元の消防団員が除雪をしますが、管内の消火栓を一齐に除雪することは難しいことです。近くに消火栓（特に地下消火栓）がある場合は、家の周りの除雪と併せて、消火栓上の除雪にご協力ください。

① 生活環境課 ☎ 22-1314

納めた国民年金保険料の全額が所得から控除されます

控除を受けられるのは、平成17年1月～平成17年12月までの1年間に納めた保険料です。毎月納めた保険料のほかに、全納した保険料、過去に免除を受けていて後で追納した保険料、納め忘れていた期間について納めた保険料、家族の分を納めた保険料なども含まれます。また、「国民年金基金」に加入されている方についても、掛け金の全額が控除の対象になります。

確定申告をされるときは、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を申告書に添付して手続きをしてください。

① 社会保険事務局大河原事務所 ☎ 0224-51-3111

市民課国民年金相談係 ☎ 22-1312

議会を傍聴しませんか

次回の市議会定例会は2月14日（火）開会予定です。詳しい日程は、議会運営委員会会で決定しますので、2月13日（月）以降に議会事務局までお問い合わせください。なお、「白石市ホームページ」の「市議会のページ」でもご覧いただけます。

① 議会事務局 ☎ 22-1351

軽自動車・バイク・農耕車などの廃車手続きは3月中に！

軽自動車や原付きバイク、農耕車などは、4月1日現在で登録されている方に1年分の軽自動車税が賦課されます（月割りでの課税や還付はありません）。

現在使用されていない軽自動車などをお持ちの方は3月までに「廃車」手続きをしていただければ、18年度から税金は発生しませんので、早めの手続きをお願いします。詳しくは次の機関までお問い合わせください。

- 原付きバイク・農耕車など
税務課総務係 ☎ 22-1313
- 軽自動車・軽二輪など
宮城県軽自動車協会 ☎ 022-232-5724
- 二輪小型自動車
東北運輸局宮城運輸支局 ☎ 022-235-2511

2月3日から携帯電話直接受信システムの運用が開始されます

今まで携帯電話から発信された管内の119番は、電話会社ごとに仙南広域消防本部、名取市消防本部、亘理地区消防本部の各消防本部が受信し、管轄の消防本部に転送していましたが、2月3日から直接受信システムの運用開始により、携帯電話からのすべての発信が仙南広域消防本部に直接つな

① 仙南地域広域行政事務組合 消防本部 通信指令室 ☎ 0224-52-1050

家具の転倒防止はしていますか？

近いうちに宮城県沖地震が高い確率で起きると予想される中、家具の転倒などによる被害の防止対策の重要性が叫ばれています。大きな地震の際は、建物が地震に耐えても、転倒した家具の下敷きになってけがをしたり、避難経路がふさがれてしまったりする居住者被害が、各地で多数発生しています。

このため、（社）宮城県建築士会白石刈田支部では、家具の転倒を防止する工事を実施しますので、希望される方はお申し出くださいますようご案内します。

- 受付開始日
2月1日（水）
- 工事にかかる費用
標準（高さ1.8m×幅0.9m程度）の金額は、
・金具（大2個）……………600円
・金具（小2個）……………300円
・取り付け手間賃（1時間）……………2,000円
・下地材（必要な場合）……………1,000円～3,000円

※そのほか、標準家具以外は、見積りの上別料金となります。なお、貸家などは、貸主の承諾を得た建物に限ります。

- 申し込み・問い合わせ先
建設課建築住宅係 ☎ 22-1326

インターネット



「インターネットの契約」正しい判断でトラブル解消

例年になく寒い毎日ですが、こたつで丸くなっていますか？そんなときこそインターネットについて、家族で話し合っているかがでしょうか。家にいるながら買物ができる、大変便利な世の中になりました。携帯電話、パソコンとさまざまな媒体で買物ができます。しかし、簡単なだけにトラブルも多くあります。事例を挙げてみましょう。

■利用した覚えのない接続料の請求

国際電話への自動接続、なりすまし、根拠のない利用料の架空請求などがあります。これらについては、契約の事実がなければ、きぜんとした態度で相手に連絡せず、無視することです。はがきも同様です。

連絡をすると相手に個人情報提供することになり、後日、振り込み詐欺に利用されることもあります。

■利用料無料と書いてあったのに高額の請求

無料の条件をよく確かめることです。登録料が別途かかることがあります。

① いきいきプラザ消費生活相談室 ☎ 22-0783
（相談日 月・水・金9時～16時）

■金もうけの誘いだったのにもうからない

簡単に金もうけできる話を信用しないことです。

■インターネットショッピング、ネットオークションでの商品の状態が悪い、届かない
出品者が信用できるか確認し、先払いは避けることです。ネットショッピングは通信販売と同じでクーリングオフ制度はありません。返品・交換は販売者の特約（好意）で行われています。購入契約をするときは、よく確かめてから申し込みましょう。

■契約について

消費者と事業者の「申し込み」と「承諾」で契約は成立します。契約には「責任」が生じます。契約は一方が勝手に取り消すことはできません。規約はしっかりと読んでから契約しましょう。また、規約は必ず保管しておきましょう。